

事 務 連 絡
令和7年4月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会

本会からの健診料のお振込みに関するお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会会務に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先生方にご協力いただいております健診事業の健診料および委託料に対しまして、本会からのお振込みにつきましては、各健診事業ごとに別々にお振込みを行ってございました。しかし、この度、肥後銀行の改定により、振込手数料の大幅増額となりました。

それに対して、本会といたしましては、振込回数を減らすことで支出を抑える対応をしたいと考えます。よって、4月振込み分より、合算した金額を、毎月21日にお振込みすることといたします。

なお、今までどおり、毎月お送りしております発送物にて、各健診事業別のお振込金額のお知らせ文書を同封いたしますので、それぞれの金額をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かございましたら、本会事務局までご連絡ください。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。